

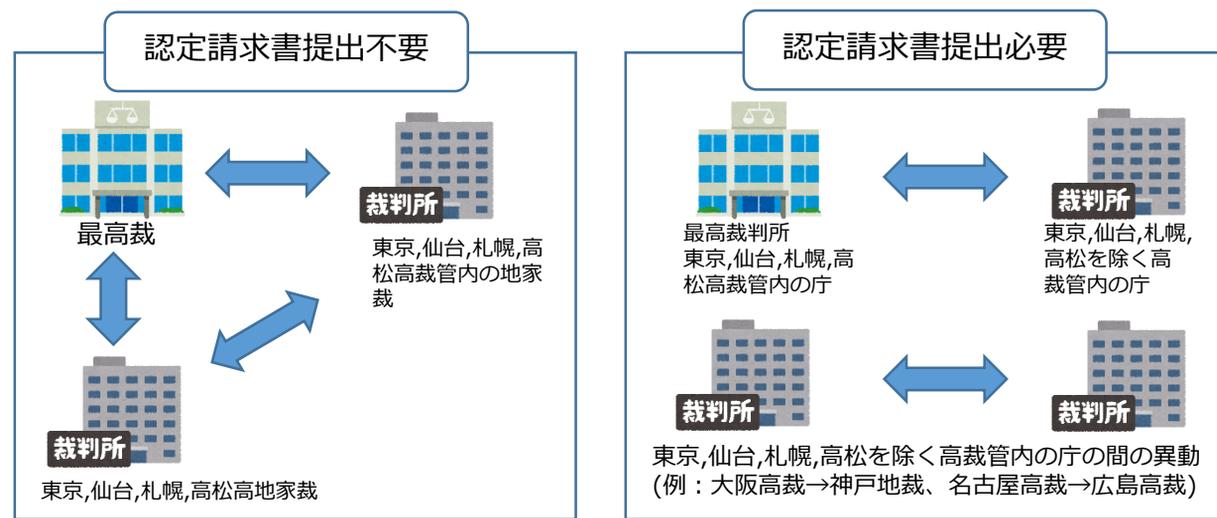
## 児童手当の受給者が異動した場合

現在、児童手当を受給している方が認定権者（※）を異にする庁に異動した場合、新任庁で改めて認定請求書を提出する必要があります。

※認定権者とは…最高裁,東京高裁,仙台高裁,札幌,高松高裁管内の庁は  
**最高裁事務総局経理局長**  
(R7/4/1現在) 東京,仙台,札幌,高松を除く高裁所在地は**高裁長官**  
上記以外は**地裁所長**

(統合に伴う場合を除いて共済の所属が変わる場合は児童手当の認定権者も変わります。)

※R7/4/1付けで、最高裁,東京高裁,仙台高裁,札幌,高松高裁管内の間で異動する方は、認定権者を異にする庁への異動ではないため、認定請求書の提出は不要です。



### 提出期限について

**異動日の翌日から起算して15日以内**に認定請求書を提出してください。

(4/1付け異動の場合は4/16まで)

添付書類の準備が間に合わない場合は、添付書類は後日追完する旨を伝えた上で、認定請求書だけ提出することも可能です。

### 添付書類について

異動に伴う認定請求の際に必要な添付書類は、次のとおりです。

- 申述書 (全員)
- 口座申出依頼書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書 (大学生世代の子がいる場合)
- 受給者、支給対象児童、大学生世代の子の住民票写し (世帯主及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) ※発行から概ね3か月以内のもの
- 受給者、配偶者の前々年分の所得 (課税) 証明書  
※転居を伴う異動をする場合には、**転居前の市区町村で発行された所得 (課税) 証明書**をご準備ください。

※添付資料 (住民票、所得 (課税) 証明書) はコピーでも構いません。

※次の職員は所得 (課税) 証明書は不要です。

- ・ 配偶者が令和5年1月1日から引続き裁判所共済組合の被扶養者の職員
- ・ 配偶者がいない職員 (離婚協議中等、配偶者と生計同一でない場合含む)